

「水質汚濁に係る環境基準」原案（昭和45年）の設定作業に携わつて

その2

環境基準に係る具体的数値の設定について 国民の健康に係る項目

当時の水質汚濁対策

社団法人 日本水道工業団体連合会専務理事、工学博士

坂 本 弘 道

昭和45年は、まさに公害問題のピークを迎えていた。水質汚濁問

題では、メチル水銀と水俣病、カドミウムとイタイイタイ病、砒素の汚染等が大きな課題であった。

水俣病の原因が、チッソの排水に混じっていたメチル水銀と断定するまでに長い時間を要した。水俣病は、裁判になつた。国は、対応の遅れ等を問われ、被告人となつ

た。水俣湾の水質基準策定の遅れも問われた。阿賀野川の流域でも、出た。原告側の勝利であつた。

水俣と同じような患者が発生した。

その後、私は、昭和62年環境庁の水質管理課長の時、農林水産省

等とともに、水俣裁判の最前线に立つていた。水質管理課は水俣裁判の環境庁の窓口であつた。3月

を受賞した小柴昌俊博士は、神岡

また、当時、対馬のカドミウム

取り上げられた。私は、通産省九

難にあつたとのことだつた。3億

た。の終わりに、地方裁判所の判決が出た。原告側の勝利であつた。

イタイイタイ病とカドミウムの関係も論争となつた。富山県の神通川流域で、イタイイタイ病が発生した。地元の荻野医師は、神通川上流の神岡鉱山から排出されるカドミウムが原因とした。富山県

では、水田の客土がおこなわれ、神通川の水は、県の水道には使われていない。昭和44年、私は神通川と神通川上流を視察した。

神岡鉱山はその後、理論物理の実証施設となつた。宇宙から届く物質を捕らえ、宇宙の神秘を解く役割を果たしている。ノーベル賞

を受賞した小柴昌俊博士は、神岡の施設を利用して研究を行つた。

また、当時、対馬のカドミウムも問題となつた。週刊誌で大きく

取り上げられた。私は、通産省九州通産局の監察官と対馬の巖原も訪問した。地元の化学関連会社の排水が疑われた。現地に出向くと、カドミウムを含有した鉱脈の露出している上を河水が流れていた。

会社との関係は判然としなかつた。

国民の健康に係る項目は、難にあつたとのことだった。3億円事件である。今も犯人は捕まつてない。

五月の新規登録

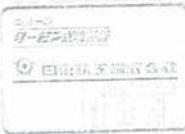
公海の販賣

エンジンを完全に除く

達成対策の早急

環境基準に附置

特に下水道の



Mn

当時の内容を伝える日本水道新聞（昭和45年）

現場調査から宿に戻ると、連日新聞記者が待ち構えていて、話したこと

これが地元紙に載つた。視察後、会社の別の排水口が見つかり、これも新聞沙汰となつた。

水質調査課在任中、関東や瀬戸内海沿岸の各地の工場を視察した。抜き打ちでなかつたからか、船を出しての排水の調査を実施してい

る状況にも出くわした。水銀の入った汚泥が野ざらしになつて現場にも遭遇した。

都内の分析会社に水質分析を依頼していた。昭和43年12月10日、その会社を当時の上司、建設省出身の小山要之介補佐と視察した。会社の分析室は、外面はバラックのようであつたが、中はきちんと整つていた。帰りのタクシーが何回も検問を受けた。途中で降りて、小山氏には寿司屋でご馳走になつた。府中の刑務所近くで現金が盗

水道水の水質基準の中で、健康に係る項目の中から、シアン、水銀、有機リン、カドミウム、鉛、クロム（6価）、砒素が選定された。しないようにとの理由であった。

国民の健康にかかる項目は、おむね水道水の水質基準から採用しているが、その設定数値については、当時の知見を集成したものである。今日では、その知見も進歩しているが、当初の基準設定時の根拠を知る上では興味深い。

今日では、国民の健康にかかる項目も、時代の変遷に応じて改定

環境基準に係る具体的数値の設定について(案)

昭和45年3月31日

経済企画庁国民生活局

「環境基準に係る具体的数値の設定について(案)」(ガリ版資料・表紙)

についてはこれに、さらにどの程度の安全率を見込むかについては諸説ある。諸外国の例をとればヨーロッパのWHO基準では0.2 ppm、ソ連では0.1 ppm、アメリカでは0.01 ppmとまちまちである。わが国の飲料水の水质基準は、この中でも比較的厳しいアメリカのUSPHSの飲料水

水質基準を参考として0.01 ppmと定めている。すなわち、この値は現在のJIS規格に基づく測定では検出限界値以下である。

なお、シアンについては、上記の水道等飲料水に対する配慮のみならず、環境衛生等国民健康の面

からしても公共用水域の水質については、検出されないこと、と定めることが適当である。

(2)メチル水銀

シアン等の劇物については通常の許容限度を1 mg/人と定めることが出来る。通常、人間が一回に飲料する水の量は500 ml程度であるから、飲料時における許容限度は一応2 mg/l、すなわち

ppmと考へられよう。水道水の蓄積という点に着目するとメチル水銀は「検出されないこと」が望ましい。また、上水道においても、浄水処理過程での除去、分解は困難である。

(3)有機リン

パラチオン、メチルパラチオン、EPN、メチルジメトン等の有機リン系統の農薬は毒性が強い。例えば、パラチオンのマウスに対するLD₅₀(半数致死濃度)は6 mg/kgである。一方同じ有機リン系統の農薬でもMEPのごときは、LD₅₀が788 mg/kgとパラチオンに比べて毒性が約120分の1程度のものもみうけられる。(参考表)

このように有機リン系統の農薬にも、その毒性に大きな差があり、国民の健康の面からして、毒性の強い上記の4種について規制すれば十分と考えられる。またTEPについては、特定毒物であるが、現在、生産を行なっていないこと、および飯に使用しても水に溶解すればただちに分解し、毒性が消失

写
1. 国民の健康に係る項目
(1)シアン
シアンの経口致死量については、人間の事故による事例、動物実験の結果に基づく考察等により、ほぼKCNでは、150 mg/人×Sのまま掲載した。

ここでは、当時の水質審議会に提出されたガリ版刷りの資料を、そのまま忠実に活字にして掲載する。ここに示す資料が、設立当時の水質基準設定の論理的理由となつていて、誤字、脱字もあればそのまま掲載した。

これをCNに換算した場合、60 mg/人×120 mg/人がLD₅₀の致死量と考えられる。また、これについては、さらに37.8 mg/人という低い値を致死量とする説もある。

シアン等の劇物については通常の蓄積により水俣病のごとき神経系統の疾病の原因となることが判明しており、過去の発症は主としてメチル水銀等を多量に蓄積した魚貝類を反復摂取することにより生じている(参考書参照)、このように長期にわた

る蓄積という点に着目するとメチル水銀は「検出されないこと」が望ましい。また、上水道においても、浄水処理過程での除去、分解は困難である。

することが判明しているので、規制対象から削除した。

(4) カドミウム

厚生省の「飲料水中のカドミウムの暫定基準設定のための調査研究」の報告によると、飲料水中のカドミウムは $0 \cdot 01 \text{ ppm}$ 以下であるべきであると結論している。その根拠としては、まず第1に、地表水および地下水において亜鉛の $1 \cdot 100 \sim 1 \cdot 150 \text{ ppm}$ 程度量のカドミウムが含まれており、飲

料水の基準は亜鉛が 1 ppm 以下となっているので、この場合 $0 \cdot 01 \text{ ppm}$ 以下のカドミウムが含まれていると推定される。第2に、自然界のカドミウムは、通常、飲料水および各種の飲食物に含まれていており、この場合 $0 \cdot 01 \text{ ppm}$ 以下のカドミウムの蓄積のメカニズムについては、現在のことごろまだ明らかでないが、とりあえず、飲料水の基準程度であれば問題はないと考える。

なお、上水道の浄水過程においてもカドミウムを除去することは困難である。

また、魚類、稻等動植物におけるカドミウムの蓄積のメカニズム

については、現在のことごろまだ明確ではないが、とりあえず、飲料水の基準程度であれば問題はない

と考える。また、好気性バクテリアに対する有効濃度は $1 \cdot 0 \text{ ppm}$ であり、バクテリアによる有機物の分解は $0 \cdot 150 \sim 5 \text{ ppm}$ の鉛によって抑制されるという報告もある。わが国の「水質基準に関する省令」(厚生省令41年)では飲料水中の鉛の含有量は $0 \cdot 1 \text{ ppm}$ 以下に定めており、上水道の浄水過程で鉛を除去、分解することは困難であることなどから考えて、公共交通水域の水質は、飲料水水質と同程度以下の含有であるべきであると考えられる。

なお(参考)に各国の原水基準における鉛の基準値を示した。

(5) 鉛

急性中毒として可溶性鉛塩の経口致死量は、成人で 10 g である。

鉛の人体に対する毒性は、急性的なものよりは、累積的毒性であるが、すべての人には安全であると見

做し得る摂取量は明らかにされていない。AWWA(アメリカ合衆国水道協会)では、鉛の人体における蓄積は、1日当たり $0 \cdot 3 \text{ mg}$ か

ら $1 \cdot 0 \text{ mg}$ の間にあるとしており、摂取量が $1 \cdot 0 \text{ mg}$ を超えると明らかに排出量を上回って体内に蓄積されるようになる。

また、好気性バクテリアに対する有効濃度は $1 \cdot 0 \text{ ppm}$ であり、バクテリアによる有機物の分解は $0 \cdot 150 \sim 5 \text{ ppm}$ の鉛によって抑制される。

クロムは、浄水過程において除去することが困難なため、国民の健康の面からも、公共用水域においては、飲料水の基準程度が適当

と考へられる。

クロムは、浄水過程において除去することが困難なため、国民の健康の面からも、公共用水域においては、飲料水の基準程度が適当

と考へられる。

(7) 硒 素

砒素の経口致死量は成人で $10 \sim 130 \text{ mg}$ であり、 $5 \sim 50 \text{ mg}$ で

急性中毒をおこすといわれている。

砒素の場合は、急性中毒はさることながら蓄積による慢性中毒が問題である。慢性中毒は一般に飲料水として常用している場合(参考)(1)のように $0 \cdot 21 \sim 1 \cdot 4 \text{ ppm}$ 以上含有されていると、その危険性があるといわれている。「厚生省令」によると飲料水中の砒素は安全性を見込んで $0 \cdot 05 \text{ ppm}$ 以下となっている。(参考)(2)。また、

浄水過程において砒素を除去する

ことはほどんど困難である。

砒素の蓄積の危険性からいって、飲料水のみならず、その他公共用水域においても、飲料水と同程度の基準が適当と考えられる。

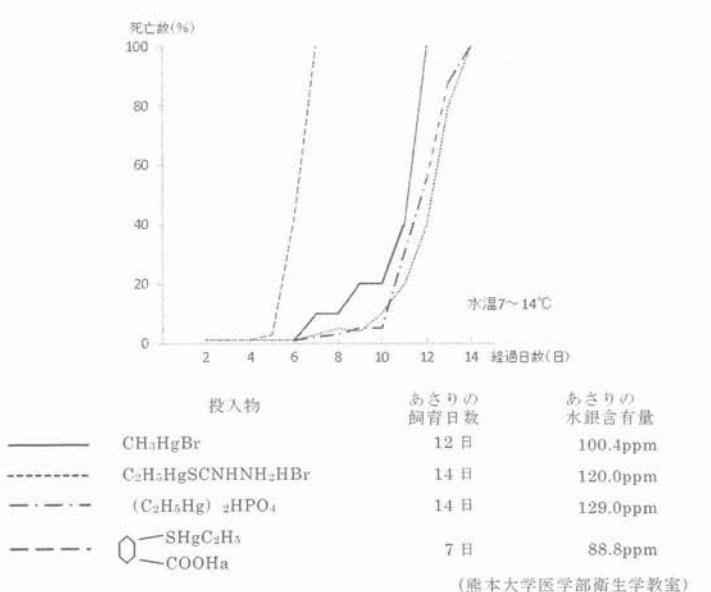
数と水銀蓄積量

参考2. 金魚の飼育による水銀蓄積実験

0.03 ppmのメチル水銀溶液中で飼育(水槽の水は毎日更新)した金魚は20日間生存し、湿重量で

(参考) 2 メチル水銀

参考1. 種々の水銀化合物をいたた海水(Hgとして0.2 ppm)中で飼育したあさりの死亡



の水銀を
0 0 0 倍
か ら 3 倍
濃 度 の
0 0 0 1
内 に 溶 液
そ の 体 内
は 溶 液
常 な ら
も 何 の 差
魚 は 約 40
育 し た 金
液 中 に 飼
ル 水 銀 溶
m の メ チ
0 3 p p
0 0 0 3
ppm、 ppm、
ppm、 ppm、

11 ppmにまで水銀を蓄積することが確かめられている。

蓄積することを認めた。

参考3. 猫が発症するまでに摂取した最低有毒魚介量(体重1kg当たり)

新鮮魚内臓部 260 g

乾燥カタクチイワシ 100 g
乾燥ヒバリガイモドキ 130 g
(神戸医科大学教授、喜田村正次氏報文より抜粋)

3 有機リン

(参考表) 有機リン系農薬の毒性 (農業ハンドブック 1970年版)

農薬名	区分	人畜毒性*	魚毒性**	備考
メチルパラチオン	特定毒物	経口(マ) 21	コイ 7.5(原) モツゴ 0.5~1.5(24h)	44年度末より生産中止
パラチオン	特定毒物	経口(マ) 6	コイ 4.5(原) 4.93(乳 24h) 14.82(粉 24h) ヒメダカ 1.7(原)	"
E P N	毒物 (1.5%以下は劇物)	経口(マ) 24 (ラ) 35~45	コイ 0.35(原) ヒメダカ 0.75(原)	イネ、野菜、果樹
メチルジメトン	特定毒物	経口(ラ) 40	コイ >10 (原) 11.8 (乳) ヒメダカ >10 (原)	果樹、花
M E P		経口(ラ) 788.4	コイ 8.2(原)	イネ、野菜、果実

* LD50 (mg/kg) ((マ):マウス (ラ):ラット (ウ):ウサギ)

** LC50 (ppm-48h) ((原):原体 (乳):乳液 (粉):粉剤)

は次のとおりである。

カドミウムの分析値

流域名	種別	内 地	カドミウム 濃度(ppm)	
			水	泥(土) 植物
荒川 ・ 道 川 流 域	水	川 水	0.00~0.16	(0.07)
		川 水 分 壁	0.00	(0.00)
		荒 谷 所 排 水	0.11~0.14	(0.12)
		井 戸 水	0.00~0.03	(0.01)
		水 道 水	0.00	(0.00)
	泥・ 土 壤	川 泥	1.60~17.24	(3.12)
		川 泥 分 壁	0.70~1.50	(1.10)
	農作物	水 田 土 壤	1.2~12.5	(6.7)
		米 (10% 稲白)	0.05~0.75	(0.31)
雄 永 川 ・ 柳 頭 川 流 域	水	川 水	0.002 卡溝~0.027	(0.006 卡溝)
		再 水 分 壁	0.002 卡溝	(0.002 卡溝)
		製 糖 所 排 水	0.015~0.050	(0.028)
		井 戸 水	0.002 卡溝~0.003	(0.002 卡溝)
	泥・ 土 壤	川 泥	26	
		川 泥 分 壁	0.54	
		教 路 土 壤	90	
	水 田 土 壤	水 田 土 壤	2.6~52.2	(22.3)
		水 田 土 壤 分 壁	1.9~3.0	(2.4)
	農作物	米 (10% 稲白)	0.10~0.98	(0.49)
		米 (10% 稲白) 分 壁	0.13~0.35	(0.25)
淀 高 用 ・ 漁 業 用 河 流 域	水	川 水	0.002~0.042	(0.018)
		感 糖 所 排 水	0.004~0.005	(0.005)
		井 戸 水	0.001 卡溝~0.115	(0.015 卡溝)
		水 道 水	0.001 卡溝	(0.001 卡溝)
	泥・ 土 壤	川 泥	1.68~14.6	(6.11)
		排 水 口 泥	5.32~9.88	(7.60)
		水 田 土 壤	2.20~11.6	(7.96)
	農作物	稻 (玄 仁)	0.33~1.57	(0.71)
		甘 蕎	0.13~0.77	(0.38)
		白 菜	2.61~7.42	(5.27)
(参考) 神 通 川 流 域	水	川 水	0.001 卡溝~0.009	(0.002 卡溝)
		川 水 分 壁	0.001 卡溝	
		地 糖 所 排 水	0.05~0.061	(0.017)
		井 戸 水	0.001 卡溝	(0.001 卡溝)
	泥・ 土 壤	川 泥	0.16~5.0	(1.29)
		排 水 口 直 下 泥	4.1~23.8	(12.1)
		川 泥 分 壁	0.16	
	水 田 土 壤	水 田 土 壤	1 卡溝~7.5	(2.27)
		菜 10 土 壤 分 壁	1 卡溝~1.8	(0.61)
	農作物	米 (玄 仁)	0.35~1.17	(1.11)
		米 (20 年) 分 壁	0.08~0.11	(0.08)

名 称	レ ベ ル	基 準 値 (ppm)
ソビエト基準	最大許容濃度	0.1
Ohio 州基準	規 制 値	0.35
イリノイ州基準	望 ま し い	0.05
Rambow&Sylvester	望 ま し い(淡水)	検出限界
Rambow&Sylvester	規 制 値(淡水)	0.02
米国水道原水基準(1969)	許 容(permissible)	0.05
米国水道原水基準(1969)	要 望 (desirable)	な し
WHO(国際)基準		0.05
原水標準(日水協)		0.1

各国の水道原水基準

名 称	レ ベ ル	基 準 値 (ppm)
イリノイ州基準	望 ま し い	0.05
Rambow&Sylvester	望 ま し い (淡水)	0.003
Rambow&Sylvester	規 制 値 (淡水)	0.005
ソビエト基準	max 許 容 量	0.05
米国水道原水基準 (1969)	許 容 (permissible)	0.05
米国水道原水基準 (1969)	要 望 (desirable)	な し
WHO (国際) 基 準	許 容 限 界	0.05
原 水 標 準 (日水協)		0.05

参考 (1)
慢性砒素中毒はゆっくりと起り、
2~6年では明らかにならない。
肝臓および心臓病も併発すること
がある。長期間に亘って摂取する
れ、往々に発達して砒素癌となる。

水の場合には、次のような濃度の
砒素は人体に有害であると報告さ
れている。

濃度 ppm

文 献

- 0.21① Fairhall, L. T, "Toxic Contaminants of Drinking Water"
Jour. N. E. W. W. A. 55.400(1941)
 0.3② Bado, "Atitio A, Composition of Water and Inter-Pretation
Analytical Results", Jour. A.W.W.A. 31. 1975(1939)
 0.4~10①
 ② Wyllie J, "An Investigation of the Source of Arsenic
in d Well Water, "Canddd, Pub Health Jour. 28. 128
(1937), Jour. A.W.W.A. 29. 1202